

南富良野町地域おこし協力隊員（鳥獣被害対策員） 募集要項
（令和8年度採用）

南富良野町は、北海道のほぼ中央部に位置し、北は富良野市、東は新得町、南は占冠村、西は夕張市に接しています。町内には東西に貫流する空知川に沿って、北落合、落合、幾寅、東鹿越、金山、下金山の6つの集落が形成されています。本町の総面積は665.54 km²で約90%が森林で占められており、自然豊かな町です。

森林が多く占める自然豊かな町である一方、近年はヒグマやエゾシカの生息数が増加し、農林業被害が増加傾向にあり、特にヒグマの出没情報が多発するなど人身事故に対する懸念が広がっています。さらには、特定外来種に指定されているアライグマも増加しており、鳥獣被害の防止対策が課題となっています。

そのため、有害鳥獣による被害の抑制を図るための捕獲体制の確立と有効活用の検討、野生鳥獣との共生などを検討する『地域おこし協力隊員』を募集します。狩猟免許や猟銃免状取得に対する町独自の支援制度もありますので、興味のある方の応募をお待ちしております。

1. 募集人員 地域おこし協力隊（鳥獣被害対策員） 1名

2. 業務内容

○有害鳥獣全般の対策と対応に関する業務

【有害鳥獣全般の対策と対応に関する以下の業務】

- ・ 鳥獣の出没情報の整理と捕獲や追い払い等の対応
- ・ 捕獲個体の有効活用や野生鳥獣との共生に向けた対応方針の検討
- ・ エゾシカ生息頭数調整捕獲対応
- ・ 地元ハンターにより捕獲されたエゾシカの確認等
- ・ ヒグマ出没時の対応
- ・ ヒグマの出没情報の把握と被害防止対応の実践
- ・ アライグマ用の罠の設置及び捕獲個体の回収処理業務補助
- ・ 地元猟友会への支援及び調整
- ・ 有害鳥獣捕獲実施隊の設置と実施隊の運営業務
- ・ その他必要と思われる業務

【地域おこし協力隊活動に関する業務】

- ・ ホームページ等による地域情報の発信
- ・ 南富良野町での暮らし、体験を実践し発信
- ・ 地域おこし協力隊員ブログ、SNSの運営（共同）
- ・ 地域におけるイベントや行事などの活動支援
- ・ その他、地域おこしに資する活動支援
- ・ 研修会への参加

3. 募集対象

①三大都市圏及び都市地域等（過疎・山村・離島、半島などの地域に該当しない市町村）に

居住（住民票を有している）している方 ※地域要件についてはお問い合わせください

- ②人とのコミュニケーションが好きな方
- ③採用後、南富良野町に住民票を異動し、居住できる方
- ④活動終了後も南富良野町に定住する意志のある方
- ⑤地域活動に積極的な参加と交流を図り、地域の活性化に意欲的に活動できる方
- ⑥普通自動車運転免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方（AT 限定は要相談）
- ⑦心身ともに健康で地域の活性化に意欲があり、積極的に活動できる方
- ⑧パソコンの一般的な操作（Word、Excel、電子メール等）や SNS 等ができる方
- ⑨地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に該当せず、同法第 2 条第 2 号に規定するものと関係を有しない方
- ⑪狩猟免許（第一種銃猟、わな猟）の取得を目指す方
- ⑫銃砲所持許可（猟銃）の取得を目指す方

【歓迎要件】

- ・狩猟免許（第一種銃猟、わな猟）取得している方
- ・銃砲所持許可（猟銃）取得している方

4. 勤務地

南富良野町内を拠点とする活動

5. 勤務時間

原則として、1 日 7 時間 30 分、週 37 時間 30 分とします。

ただし、活動内容により週 2 日の休日が取れない場合や時間外に勤務を要する場合があります。その場合は、時間外手当又は後日振替対応休暇で調整いたします。

6. 雇用形態・期間

- ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の身分として町長が任命します。
- ・採用日は 2026 年 4 月 1 日を予定とし、採用決定後に相談の上調整します。
- ・最大任用期間は、通算して任命の日から 3 年間となります。（制度上任用可能な最大期間であり、3 年間の任用が約束されたものではありません。）
- ・任用の更新は、活動評価結果などを総合的に判断し決定します。

7. 報酬等

活動に対する報酬は、月額 206,300 円とします。

- ・期末勤勉手当は 6 月と 12 月に支給します。それぞれ月額報酬の 2.325 月分ですが、採用 1 年目（4 月 1 日採用の場合）の 6 月支給額は 143,000 円程度です。（採用日等により支給月数に変更となります。）

※社会保険、雇用保険、住民税、所得税等の本人負担分が報酬から差し引かれます。

8. 待遇・福利厚生

- ①社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険に加入します。
- ②有給休暇、特別休暇等の取得が可能です。（条件あり）
- ③住宅については、南富良野町が用意する町有住宅又は南富良野町内の民間アパートとし、民間アパートに入居する場合は一部補助します。ただし、敷金、礼金、共益費、退去時の清掃費等は個人負担です。
- ④住居に係る光熱水道費ほか生活費、パソコン等通信費等は個人負担です。
- ⑤活動に必要な消耗品、旅費、研修等の参加費は予算の範囲内で町が支給します。
- ⑥赴任（転入）に伴う費用は予算の範囲内で町が支給します。

9. 募集期間

随時受付。

ただし、募集人員に達した場合は、受付を終了します。

10. 応募方法

①提出書類

- ・南富良野町地域おこし協力隊応募用紙（カラー顔写真付き）
※応募用紙は南富良野町HPよりダウンロードしてください。
- ・住民票（直近3ヶ月以内に発行のもの）

②申込み方法

郵送による

③提出先

〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地
南富良野町役場 企画課 企画振興係

11. 選考方法

①第1次選考

応募用紙を提出いただいてからおよそ1週間後を目途に文書により結果を通知します。

②第2次選考

第1次選考合格者を対象に南富良野町役場において面接試験、またはオンラインにより面接を行います。（詳細は第1次選考の合格者に通知します。）

③最終選考結果

第2次選考の結果を文書により通知します。

12. お問い合わせ先

南富良野町役場 企画課 企画振興係

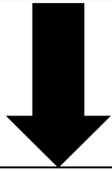
〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地

TEL 0167-52-2115 FAX 0167-52-2922

「鳥獣被害対策員」南富良野町受入体制フロー図

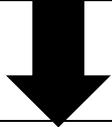
○

地域おこし協力隊希望者



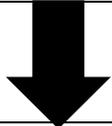
・問い合わせや応募
(移住相談・面談など)

南富良野町（産業課農業政策室）



・協力隊受入決定後

選考



・面談による選考

受入決定

○受入後の業務内容

エゾシカ生息数確認業務・農作業被害・ヒグマ管理・被害防止計画策定
地元猟友会支援や調整・緊急銃猟対策・鳥獣害出没時対応・アライグマ対応
鳥獣対策協議会事務支援・町内のハンター養成・出没時想定訓練の実施など

※1年目～地域のつながりを構築。ヒグマ緊急銃猟実施に伴う検討、ヒグマ罠の確認及びエゾシカ捕獲個体数の確認・出没時想定訓練の実施等

※2年目～上記1年目の活動のほか、鳥獣追い払い等の対応・アライグマ対策、ジビエ等の商品化について検討

※3年目～上記1～2年目の対策のほか、住民向けの鳥獣対策（ヒグマ対策）について検討、ジビエ等の商品化を実施



南富良野町内にて起業